

販売事業者の方へ

令和8年8月29日、愛知県内で

特定小型原動機付自転車を試乗中の
交通死亡事故が発生！！

【道路交通法第108条の32の4】

特定小型原動機付自転車を販売し、又は貸し渡すことを業とする者は、当該特定小型原動機付自転車の購入者又は利用者に対し、**交通安全教育指針**に従って特定小型原動機付自転車の安全な運転を確保するために必要な**交通安全教育**を行うように**努めなければならない**。

※ 「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン」を参考にしてください。



留意事項



◆ 交通ルール遵守の重要性

- ・ **信号**や**標識**を守る
- ・ 歩道通行は**最高速度表示灯の点滅**、かつ、



の設置等に限って通行できます。

※ 愛知県の特定小型原動機付自転車による違反の約9割が通行区分違反（歩道通行）です。

◆ 試乗時の注意

ハンドル、ブレーキ操作など、**車両の運転操作に慣れて**から、**状況が確認できる範囲**での試乗をお願いします。

◆ ヘルメットの着用促進

万が一の交通事故に備え、安全に万全を期してください。

頭部の保護が命を守るために重要です。



愛知県警察

交通ルールや動画は
右記二次元コードを！



愛知県警察SDGs動画
(愛知県警察公式チャンネル (YouTube) 動画)